

# 令和4年度 第4回山梨県公立大学法人評価委員会次第

【日 時】 令和5年3月23日（木）午前10時00分から午前11時30分

【開催方法】 テレビ会議システム（Teams）

## 開 会

1 委員長あいさつ

2 議 題

- (1) 令和4年度第3回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要（案）について
- (2) 公立大学法人山梨県立大学第3期中期計画の変更について（案）
- (3) 評価手法の見直し及び評価項目について（案）
- (4) その他

## 閉 会

### 【配付資料】

- 資料1 令和4年度第3回山梨県公立大学法人評価委員会議事概要（案）
- 資料2 公立大学法人山梨県立大学第3期中期計画の変更について
- 資料3 公立大学法人山梨県立大学第3期中期計画（案）
- 資料4 公立大学法人山梨県立大学第3期中期計画（案） [新旧対照表]
- 資料5 評価手法の見直しについて（案）
- 資料6 評価項目について（案）

参考資料1 公立大学法人の年度計画及び年度評価の廃止について

## 公立大学法人山梨県立大学第3期中期計画の変更について

### ○変更内容

別添新旧対照表のとおり。

### ○変更理由

令和4年8月30日に採択された、文部科学省の大学教育再生戦略推進費「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の事業等を推進するため、取り組むべき事業内容等を明確化し、事業の円滑な実施を図る観点から変更を行うこととしたものです。

#### 地方独立行政法人法（抄）

##### （中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項（中期目標）の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～4 略

##### （中期目標等の特例）

第七十八条の二 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2, 3 略

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 略

# 公立大学法人山梨県立大学 中期計画（案）

## 第1 中期計画の期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間とする。

## 第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育の成果・内容等に関する目標を達成するための措置

##### ア 学士課程

- ・ 教養教育を全学的に見直し、予測不可能な時代において地域社会の未来を切り拓く人材を育成する観点から、国際社会・地域社会の現代的な課題についての理解と時代の変化に対応するための技能を重視して、大学として独自性のあるカリキュラムを体系的に再編するとともに、一般社団法人大学アライアンスやまなし<sup>1</sup>（以下「大学アライアンスやまなし」という。）の連携開設科目の制度を活用し、教養教育課程における分野の充実（文理横断教育の推進）とそれに伴う、科目数削減を図る。

文系学生にも STEAM 教育（Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学・ものづくり）、Art（芸術・リベラルアーツ）、Mathematics（数学）の分野の教育）を展開し、全学生が STEAM の素養を身につける環境を構築する。

専門教育では学部・学科・コースごとに、養成すべき人材育成の目標を明確にしてカリキュラム等を作成し、学修成果の向上を図る。また、アクティブラーニング<sup>2</sup>・フィールドワーク・遠隔授業などの多様な授業形態を活用して、他教育機関等との連携も図りながら、教育の質の向上を図る。（No.1）

##### イ 国際政策学部

- ・ 自然豊かな山梨の地域創生に取り組む実践知を重視した教育、また世界の大学と連携した国際色豊かな教育の推進により、時代の変化を見据えて、自ら積極的に社会変革や課題解決を先導する真のグローバル人材<sup>3</sup>の育成を目指す。

そのために、大学院構想を見据えた学科等の再編および新たな社会ニーズに対応する創造性を豊かにする STEAM 教育を取り入れた教育の充実を図る。

<sup>1</sup> 一般社団法人大学アライアンスやまなし：令和元年12月18日に山梨大学と山梨県立大学が社員となり、大学間の協議調整や連携事業を一元的に行うことを目的として設立された。令和3年3月29日、大学等連携推進法人（大学等機関間の連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う、文部科学大臣が認定した法人のこと）として、全国初の認定を受けた。

<sup>2</sup> アクティブラーニング：教員による一方向的な講義形式の教育ではなく、学生の能動的な学習への参加を取り入れた学習方法のことで、例えば、グループ・ディスカッションやディベート、グループ・ワークなどの技法を取り入れた授業のこと。

<sup>3</sup> グローバル人材：Global+Local。地球的と地域的、総合的と個別的な視点を兼ね備えた人材のこと。

その実施にあたり、大学アライアンスやまなしによる大学連携を積極的に活用し、教育資源の共有化、文理融合の推進を行う。(No.2)

## ウ 人間福祉学部

- 人間福祉学部が養成している社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、幼稚園教諭・保育士、小学校教諭の各課程について、カリキュラムツリー<sup>4</sup>を作成し、専門教育についての目標である①理論的・実践的知識・技能の獲得、②他者への共感的理解と社会貢献への意欲、③課題解決に向けた実践力、④他者との協働力の4点について培われているか、毎年、教育方法を見直し、学修成果の向上を図る。

自治体、福祉施設、教育・保育機関、並びに大学アライアンスやまなしとの緊密な連携を図り、地域での実践的な学びを重視した教育を行う。

福祉コミュニティ学科では、各資格課程における国家試験の合格率について全国平均を上回る高い水準を維持する。

人間形成学科は、国や山梨県が求める保育者や教員の資質・能力の育成に向けて、地域が求める人材の養成に努める。(No.3)

## エ 看護学部

- 豊かな人間性と優れた看護実践力を有する看護師・保健師・助産師・養護教諭の育成のための具体的な方策を計画的に実行する。

新卒者のすべての国家試験について、概ね100%の合格率を達成する。

看護学部の理念や教育目標を踏まえ、他大学等との連携による教育内容の充実や多様な教育機会を提供する。(No.4)

## オ 大学院課程

- 学問の進展や地域ニーズを踏まえた高度人材養成を図る大学院課程を構想し、その実現に向けて積極的に取り組む。(No.5)

- 高度看護実践者・教育研究者育成のために、看護学研究科の理念や教育目標を踏まえ、他大学院との連携による体系的なカリキュラムを編成し、教育課程や教育内容の充実を図る。

看護学研究科の教育研究組織の強化を図るために、教員の教育研究活動の活性化を図る。(No.6)

## カ 入学者の受け入れ

- アドミッション・ポリシー<sup>5</sup>に合致した県立大学が求める学生を受け入れるために、受験生が入学後の教育の本質と卒業後の姿を見通して、選抜に向けて能動的

<sup>4</sup> カリキュラムツリー：履修系統図。卒業までに身につけるべき知識と、これを得るための授業科目がどのように配置されているか、各授業つながりなどを体系的に表したもの。

<sup>5</sup> アドミッション・ポリシー：入学者の受け入れに関する方針のこと。

に準備できる情報を発信する。

安全で安定した選抜実施体制を確立することにより、公正・安心な選抜としての魅力を高めるとともに、高大教育が積極接続した受験生の多様な能力を多面的・総合的に評価できる入学者選抜を実現する。(No.7)

## キ 成績評価等

- ・ 授業レベル・学位レベル・機関レベルで設計・運用・評価が一体的に行えるように、学修状況の可視化を行い、継続的な質保証が行えるように体系化する。  
可視化したデータは学生にもフィードバックし、学修の支援につなげる。(No.8)
- ・ 看護学研究科の学生の修了時の質保証を確保するため、成績評価ならびに学位論文審査を各基準に則り、厳正かつ公正に実施する。  
看護学研究科の理念・教育目標を踏まえ、3つのポリシー<sup>6</sup>の検証・評価を実施し、教育課程・教育内容の充実改善を図る。(No.9)
- ・ 全学的な教学マネジメントの推進体制を整備し、学修成果の可視化と教育内容の改善を体系的・組織的に進めることにより、教育の質保証を行う。(No.10)

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・ 全学的な FD・SD<sup>7</sup>の実績を踏襲し、テーマ別研修会等を実施するとともに、大学アライアンスやまなしを通じて、連携を促進する教育活動などの課題別の研修会を検討実施する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。(No.11)

## (3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置

### ア 学修支援

- ・ すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)に対して、教職員が連携して、生活面や心理面にも配慮した相談支援を行い、学生の意見も聴取して、学生支援の質的な向上を図る。  
すべての学生が学修しやすい環境をつくるため、引き続き学生相談窓口を設けるなど、学修相談体制をさらに進展させる。(No.12)
- ・ すべての学生の自主的な学修を促進できるように、学修環境の整備・充実を図る。(No.13)

### イ 生活支援

- ・ すべての学生が安全に安心して大学生活が送れるよう教職員が連携して、生活面での相談体制等を充実させ、経済的に困窮している学生に対して、授業料減免や支援情報の提供などを行い支援する。(No.14)

<sup>6</sup> 3つのポリシー：入学者の受入れに関する方針(アドミッションポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラムポリシー)、学位授与の方針(ディプロマポリシー)、を指す。

<sup>7</sup> FD・SD：教員の能力開発による教育研究活動の活性化への組織的取組(=FD: Faculty Development)や大学運営の活性化を目指し、役員をはじめ教員や事務職員等の資質向上に対する組織的取組(=SD: Staff Development)のこと。

## ウ 就職支援等

- ・ 個々の能力・適性に応じた就職支援を可能とするため、キャリアサポートセンターの個別相談の機能と施設を充実させ、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターンシップなどの就職支援活動を積極的に行う。(No.15)
- ・ COC+R 事業<sup>8</sup>の取組と連携し、地域課題の解決に向けて学修を進める過程において、ビジネスの基礎やモチベーションなどのコンピテンシー<sup>9</sup>を高め、起業家精神を養う機会とするとともに、セカンドキャリアも見据えた多様なキャリアデザインとその方法を学ぶ機会を提供する。(No.16)
- ・ 大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、採用試験対策や企業相談会などに関する情報交換、サービスの相互利用等を拡充し充実させる。(No.17)

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ・ 地域の課題や社会の要請に対応した特色ある組織的な研究（大学間の共同研究も含む）を推進し、その成果を公表する。(No.18)
- ・ 研究水準を担保するために、学外委員を含めた組織で研究成果を評価するとともに、研究成果を広く社会に還元するために、関連学会（国際学会を含む）やホームページ等で積極的に発信する。(No.19)

### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

#### ア 研究実施体制等の整備

- ・ 地域研究課題や学術的に重要性の高い研究を重点的に実施できるよう、地域研究交流センターにおいて研究テーマを責任を持って決定する。また、より独創的で弾力的な研究活動が実施できるような体制を整備する。(No.20)
- ・ 研究倫理保持の管理・責任体制を明確化し、効果的な運用を図るとともに、検証・見直しを行う。(No.21)
- ・ 各専門分野の特性に応じて研究の経過や成果などの研究活動に関わる評価基準を明確にし、評価結果を研究費に反映できる仕組みを構築するとともに、随時見直しや改善を図る。(No.22)

## 3 大学の国際化等に関する目標を達成するための措置

- ・ 国際教育研究センターを中心に地域の国際化を積極的・多角的に展開する。留学制度のさらなる充実や、JICA 等の県内他機関との連携を強化して、学生のボラ

<sup>8</sup> COC+R 事業：文部科学省令和2年度大学教育再生戦略推進費「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」のことで、地域の知の拠点としての大学が、他の大学等や自治体、地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、出口（就職先）と一体となった教育プログラムを実施することで、若者の地元定着と地域活性化を推進することを目的としている。本学における事業名は「VUCA時代の成長戦略を支える実践的教育プログラム」。

<sup>9</sup> コンピテンシー：単なる知識や能力だけではなく、技能や態度をも含む様々な心理的・社会的な情報や資源等を活用して、特定の文脈の中で複雑な要求（課題）に対応することができる力のこと。

ンティア留学、教員の専門家としての海外派遣、海外からの研修の受け入れ等を実施できるような体制を構築する。

コロナ禍によって途絶えてしまった交換留学による海外留学と外国人留学生をコロナ前の状態（12人）に回復させるとともに、交換留学協定校の見直し等を行う。（No.23）

- ・ 大学アライアンスやまなしを通じて山梨大学との連携を図りながら、交換留学で受け入れた外国人留学生の日本語力に対応した日本語教育システムを整備する。  
国際交流協会等と連携し、言語や文化の壁を越えたコミュニケーション能力を身に付ける教育プログラムを提供する。（No.24）

### 第3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置

- ・ 文部科学省の大学教育再生戦略推進費「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の事業（以下「SPARC 事業<sup>10</sup>」という。）において、県内の産業界、高等教育機関、公共団体、金融機関等で構成される地域連携プラットフォームを設置し、地域が求める人材像や必要とされるスキル等を議論し、地域のニーズを捉える体制を整備する。

地域が求める人材を養成する全学的なセンターを産業界等からも人材を登用して設置し、COC+Rにおける教育プログラムを社会人等に提供するとともに、理事長（学長）のリーダーシップのもと、各センター間の連携深化等により、地域ニーズの的確な把握と地域課題への柔軟な対応を可能とする体制を構築する。

地域研究交流センターでは、県内の各種機関との連携・共同を進め、地域のニーズや課題を的確に把握しながら、教員、学生の地域での支援活動や研究活動を積極的に実施していくことで、地域の活力向上に貢献する。（No.25）

#### 1 社会人教育の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ COC+R 事業において、事業協働機関等を通じて把握する社会人のニーズに応じたプログラムを提供するとともに、オンデマンド方式など社会人が学びやすい環境を整備する。

SPARC 事業において構築する「ヒューマンサービスを変革する DX 人材育成プログラム（検討中）」について、社会人向けに履修証明プログラムとして提供し、DXを活用して組織の変革を担う専門職を育成する。

社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、公開講座や資格取得にもつながる子育て支援者の養成講座等、各種のリカレント教育を学部との連携を図りながら実施する。（No.26）

大学アライアンスやまなしの取組や STEAM 関連科目の設置を進めながら、社会人のリスキリング<sup>11</sup>にも対応できる体制を整備し、データの分析・利用に関する教

<sup>10</sup> SPARC 事業：文部科学省の大学教育再生戦略推進費「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の事業であり、地域社会と大学間との連携を通じて、既存の教育プログラムを再構築し、地域を牽引する人材を育成することを目的とする事業である。

<sup>11</sup> リスキリング：働き方の多様化や技術の進展などによる産業構造の根本的な変化によって、今後新たに発生する業種

育など、社会人への STEAM 教育を提供する。(No.27)

## 2 地域との連携に関する目標を達成するための措置

- ・ 地域経済・地域社会を支える基盤として、地域に支持される大学を目指し、地方公共団体や他大学、産業界、高校等との連携を強化し、地域研究交流センターや COC+R 事業、SPARC 事業等の取組を通じて、地域課題の解決に協力して取り組む体制を整備する。

SPARC 事業において、高校・大学・産業界等の関係機関との交流機会を拡充、深化させ、学びを通じた垂直統合型の人材育成体制を整備する。

人間福祉学部「福祉・教育実践センター」では、介護予防相談会や保育リカレント講座等各種の地域・社会人向け講座の実施を支援するなど、地域と交流する中で地域福祉の課題を発見し、その解決に向けて、地域との連携に取り組んでいく。(No.28)

## 3 教育現場との連携に関する目標を達成するための措置

- ・ 教養科目等のうち相応しい科目を高等学校等に在学する者に開放し、入学後に既修得単位として認定できる制度の運用や、高等学校で課題意識を育てるため行う「探究学習」の支援など高大接続を推進し、高校生の意識改革、内発的学習意欲の涵養を図る。

小・中学校への教育支援に向け、教育委員会や教員、教育関係者と連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め、教育支援を引き続き行う。

教員や保育者への研修会講師の他、山梨県幼児教育センターと連携し、地域の保育者の専門性向上に向け、指導助言の支援活動に携わる。(No.29)

## 4 地域への優秀な人材の供給に関する目標を達成するための措置

- ・ キャリアサポートセンターでは、インターンシップ、未来サロン等、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、山梨の良さを知る機会を充実させるとともに、大学アライアンスやまなしや県とも連携を強化しながら、就職に関する情報提供や就職支援を行い、県内就職の促進に向けた取組を行う。

COC+R 事業では、「地域づくり」、「観光高度化」、「産業の活性化」、「多文化共生」、「起業家精神の醸成」を目的とする学生・社会人の垣根を超えた教育プログラムを提供し、地域を牽引する人材の供給を図る。

SPARC 事業では、ものづくりを主眼とした文理融合教育やヒューマンサービスにおける DX 人材の育成教育の導入を見据えた検討をすすめ、県内企業に対する人材ニーズの聞き取り調査等を実施するとともに、卒業生の地元定着率向上を図る取組を検討し、地域を牽引する人材の養成体制を構築していく。

---

や職種に順応するための知識やスキルを習得することを目的に、人材の再教育や再開発をする取り組みのこと。



看護実践開発研究センターにおいて、特定行為を組み込んだ認定看護師<sup>12</sup>の育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供するために、看護実践開発研究センターの機能の見直しを図り、看護実践の質向上の取組を推進する。(No.30)

#### 第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

##### 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

###### (1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 理事長（学長）のリーダーシップの下で、教学マネジメントを推進する体制を整備するとともに、定量的評価指標に基づく組織評価の仕組みを構築する。(No.31)

###### (2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置

- ・ 全学的な人事方針を策定し、外国人や若手の積極的な採用を含めた透明かつ公正な人事を実施する。

組織の活性化を図るために、専門性の高い教職員の確保・育成に努め、適正な人員配置を行う。

教員の業績評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、学内運営の各領域における優秀な教員に特別昇給や理事長表彰等のインセンティブを付与する。

山梨大学と一体となって機能する教員組織の在り方、各種労働制度の導入を見据えた検討をすすめ、社会の要請に柔軟に対応する。

職員について、事務局体制の在り方を検討し、社会の要請に柔軟に対応できる人事制度を構築する。(No.32)

###### (3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置

- ・ 大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、人事交流や研修制度の高度化を通じて、専門的知識・能力を有する人材を育成するとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、事務の効率化を進める。(No.33)

##### 2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

###### (1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・ 科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う。

寄付金の受け入れ増加に努めるとともに、ネーミングライツ（命名権）など新たな自己財源の開拓を図る。(No.34)

###### (2) 学費の確保に関する目標を達成するための措置

<sup>12</sup> 認定看護師：日本看護協会の認定看護師認定審査に合格し、ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有することを認められた者で、水準の高い看護実践を通して看護師に対する指導・相談活動を行うことが期待されている。認定後5年ごとに更新審査が実施される。

- ・ 授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。(No.35)

### (3) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・ 継続的に事務事業の見直しを進めることにより、経費の削減を実現する。また、大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、山梨大学との共同調達の拡大を図る。(No.36)

### (4) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 施設・設備等の利用状況を適切に把握し、大学の運営に支障がない範囲で外部への貸出を積極的に行う。  
未利用地について、より効果的な活用を図るため、民間への貸出等を検討する。(No.37)

## 3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

- ・ 監査体制を整備し、内部監査機能の質の向上をはかるなかで、自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による評価結果を公表・活用し、業務運営の改善を図る。(No.38)

## 4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

### (1) 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ 大学運営の透明性を確保するため、財務状況等について、広く適正に情報公表するとともに、教育活動、研究活動、地域貢献活動等のほか、情報発信力のある特色あるプロジェクトについて、大学ホームページを中心とした多様なメディアを活用して積極的な広報を行う。(No.39)

### (2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・ 学生・職員・地域に有益な教育研究環境を維持するため、計画的に施設、設備の修繕を行うとともに、地域と共同した利用や地域社会への開放などによる利用を促進する。(No.40)

### (3) 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- ・ 安全・安心な教育環境を確保するために、個人情報保護などに関する情報セキュリティ教育を実施するとともに、各種の災害、事件、事故に対して学外も含めたリスク管理を強化・充実する。また、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進する。(No.41)

### (4) 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- ・ 法令遵守の徹底、人権尊重、男女共同参画、環境への配慮など SDGs の推進への

意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制を充実するとともに、地域活動との連携に努めるなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。(No.42)

## 第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

### 1 予算

令和4年度～令和9年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5, 562
自己収入	4, 116
授業料等収入	3, 866
その他収入	250
施設整備費補助金	866
公立大学法人山梨県立大学授業料等減免事業費補助金	458
地方創生人材教育プログラム	90
看護職員専門分野研修事業費補助金	65
受託研究費等収入	78
繰越積立金等取崩収入	200
計	11, 435
支出	
業務費	9, 574
教育研究経費	1, 572
人件費	8, 002
一般管理費	761
施設整備費	1, 021
受託研究等経費	78
計	11, 435

#### [人件費の見積り]

中期目標期間中総額8, 002百万円を支出する。(退職手当を除く。)

注1) 人件費の見積りについては、毎年度の現員に人事委員会勧告等に基づき推計。

注2) 退職手当については、公立大学法人山梨県立大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

#### [運営費交付金の算定方法]

##### ○標準運営費交付金

- ・支出見込額－収入見込額

支出見込額については、令和2年度の実績（見込）額を算出基礎とし、収入見込額については、平成28～令和2年度の実績平均値を算定基礎とする。

※第一期中期目標期間中採用されていた効率化係数は廃止する。

※第二期中期目標期間中採用されていた授業料減免率は廃止する。

##### ○特定運営費交付金

退職手当等、年度の事情により経費が変動する事業に要する経費（毎年度精査）  
 注） 運営費交付金は、上記の算定方法に基づき一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

## 2 収支計画

令和4年度～令和9年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	10,518
經常経費	10,518
業務費	9,653
教育研究経費	1,573
受託研究費等	78
人件費	8,002
一般管理費	761
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	104
臨時損失	0
収入の部	10,318
經常収益	10,318
運営費交付金収益	5,407
授業料等収益	3,866
受託研究等収益（寄附金を含む）	78
財務収益	0
雑益	250
資産見返負債戻入	104
資産見返運営費交付金等戻入	24
資産見返補助金等戻入	22
資産見返寄附金等戻入	5
資産見返物品受贈額戻入	53
補助金収益	613
臨時利益	0
純利益	△200
前期中期目標期間からの繰越積立金等取崩額	200
総利益	0

### 3 資金計画

令和4年度～令和9年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	11,435
業務活動による支出	10,274
投資活動による支出	1,021
財務活動による支出	140
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	11,435
業務活動による収入	10,369
運営費交付金収入	5,562
授業料等収入	3,866
受託研究費等収入	78
補助金等収入	613
その他収入	250
投資活動による収入	866
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	200

#### 第6 短期借入金の限度額

##### 1 短期借入金の限度額

2億円

##### 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

#### 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

#### 第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善、その他山梨県との協議により認められたものに充てる。

#### 第9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

##### 1 施設及び設備に関する計画

中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については、山梨県と協議して決定する。

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
	総額 8 6 6	施設整備費補助金等
<飯田キャンパス>		
・ B館エアコン更新	7 5	
・ B館外装、内装改修	2 0 7	
・ C館内装改修	9	
・ 図書館屋根・屋上改修	6	
・ 図書館内装改修	6	
<池田キャンパス>		
・ 1号館屋根・屋上改修	3 9	
・ 2号館エアコン更新	1 5 2	
・ 2号館屋根・屋上改修	1 0 8	
・ 2号館外壁改修	2 8	
・ 3号館・本館エアコン更新	9 5	
・ 4号館屋根・屋上改修	4 1	
・ 4号館内装改修	3 6	
・ 5号館外装、内装改修	6 4	

注1) 施設・設備の内容、金額は計画策定時点の見込みである。

注2) 施設整備費補助金は、施設設備の整備又は大規模修繕等の必要性について、山梨県による個別の審査を受けた上で認められたものに対し交付される。

## 2 人事に関する計画

第4の1(2)「人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

## 3 地方独立行政法人法40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間における積立金については、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善、その他山梨県との協議により認められたものに充てる。

## 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

公立大学法人山梨県立大学 第3期中期計画（案）新旧対照表

	新	旧
	第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画	第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画
	1 教育に関する計画	1 教育に関する計画
	(1) 教育の成果・内容等に関する計画	(1) 教育の成果・内容等に関する計画
	ア 学士課程	ア 学士課程
1	<p>教養教育を全学的に見直し、予測不可能な時代において地域社会の未来を切り拓く人材を育成する観点から、国際社会・地域社会の現代的な課題についての理解と時代の変化に対応するための技能を重視して、大学として独自性のあるカリキュラムを体系的に再編するとともに、一般社団法人大学アライアンスやまなし（以下「大学アライアンスやまなし」という。）<u>の連携開設科目の制度を活用し、教養教育課程における分野の充実（文理横断教育の推進）とそれに伴う、科目数削減を図る。</u></p> <p><u>文系学生にも STEAM 教育（Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学・ものづくり）、Art（芸術・リベラルアーツ）、Mathematics（数学）の分野の教育）を展開し、全学生が STEAM の素養を身につける環境を構築する。</u></p> <p>専門教育では学部・学科・コースごとに、養成すべき人材育成の目標を明確にしてカリキュラム等を作成し、学修成果の向上を図</p>	<p>教養教育を全学的に見直し、予測不可能な時代において地域社会の未来を切り拓く人材を育成する観点から、国際社会・地域社会の現代的な課題についての理解と時代の変化に対応するための技能を重視して、大学として独自性のあるカリキュラムを体系的に再編するとともに、一般社団法人大学アライアンスやまなし（以下「大学アライアンスやまなし」という。）<u>を通じて山梨大学と連携して、データサイエンス教育を含む多様な教育機会の確保を図る。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>専門教育では学部・学科・コースごとに、養成すべき人材育成の目標を明確にしてカリキュラム等を作成し、学修成果の向上を図</p>



	<p>る。</p> <p>アクティブラーニング・フィールドワーク・遠隔授業などの多様な授業形態を活用して、他教育機関等との連携も図りながら、教育の質の向上を図る。</p>	<p>る。</p> <p>アクティブラーニング・フィールドワーク・遠隔授業などの多様な授業形態を活用して、他教育機関等との連携も図りながら、教育の質の向上を図る。</p>
	<p>イ 国際政策学部</p>	<p>イ 国際政策学部</p>
2	<p>自然豊かな山梨の地域創生に取り組む実践知を重視した教育、また世界の大学と連携した国際色豊かな教育の推進により、時代の変化を見据えて、自ら積極的に社会変革や課題解決を先導する真のグローバル人材の育成を目指す。</p> <p>そのために、大学院構想を見据えた<u>学科等の再編および新たな社会ニーズに対応する創造性を豊かにする STEAM 教育を取り入れた教育の充実を図る。</u></p> <p>その<u>実施</u>にあたり、大学アライアンスやまなしによる大学連携を積極的に活用し、教育資源の共有化、文理融合の<u>推進を行う。</u></p>	<p>自然豊かな山梨の地域創生に取り組む実践知を重視した教育、また世界の大学と連携した国際色豊かな教育の推進により、時代の変化を見据えて、自ら積極的に社会変革や課題解決を先導する真のグローバル人材の育成を目指す。</p> <p>そのために、大学院構想を見据えた<u>教育課程の再編および新たな社会ニーズに対応したデータサイエンス</u>を取り入れた教育の充実を図る。その推進にあたり、大学アライアンスやまなしによる大学連携を積極的に活用し、教育資源の共有化、文理融合の<u>研究推進に資する教学マネジメントを目指す。</u></p>
	<p>キ 成績評価等</p>	<p>キ 成績評価等</p>
8	<p><u>授業レベル・学位レベル・機関レベルで設計・運用・評価が一体的に行えるように、学修状況の可視化を行い、継続的な質保証が行えるように体系化する。</u></p> <p><u>可視化したデータは学生にもフィードバックし、学修の支援につなげる。</u></p>	<p><u>授業のシラバスに到達目標や成績評価基準を明示し教育の質を保証する。とくに演習・実習・実技科目などについては、ルーブリックなどを用いた到達度基準の設定により、客観的で明確な成績評価の導入を検討実施する。</u></p> <p><u>GPAの基礎データの分析によりその効果を検証し、それぞれの課程における質の保証の改善を図る。</u></p>

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画	第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画
1 教育に関する計画	1 教育に関する計画
(3) 学生の支援に関する計画	(3) 学生の支援に関する計画
ウ 就職支援等	ウ 就職支援等
16 COC+R <u>事業</u> の取組と連携し、地域課題の解決に向けて学修を進める過程において、ビジネスの基礎やモチベーションなどのコンピテンシーを高め、起業家精神を養う機会とするとともに、セカンドキャリアも見据えた多様なキャリアデザインとその方法を学ぶ機会を提供する。	COC+R___の取組と連携し、地域課題の解決に向けて学修を進める過程において、ビジネスの基礎やモチベーションなどのコンピテンシーを高め、起業家精神を養う機会とするとともに、セカンドキャリアも見据えた多様なキャリアデザインとその方法を学ぶ機会を提供する。
第3 地域貢献等に関する計画	第3 地域貢献等に関する計画
25 <u>文部科学省の大学教育再生戦略推進費「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の事業（以下「SPARC事業」という。）において、県内の産業界、高等教育機関、公共団体、金融機関等で構成される地域連携プラットフォームを設置し、地域が求める人材像や必要とされるスキル等を議論し、地域のニーズを捉える体制を整備する。</u> 地域が求める人材を養成する全学的なセンターを産業界等からも人材を登用して設置し、COC+Rにおける教育プログラムを社会人等に提供するとともに、理事長（学長）のリーダーシップのもと、各センター間の連携深化等により、地域ニーズの的確な把握と地域課題への柔軟な対応を可能とする体制を構築する。 地域研究交流センターでは、県内の各種機関との連携・共同を進め、地域のニーズや課題を的確に把握しながら、教員、学生の地域	_____ _____ _____ _____ _____ 地域が求める人材を養成する全学的なセンターを産業界等からも人材を登用して設置し、COC+Rにおける教育プログラムを社会人等に提供するとともに、理事長（学長）のリーダーシップのもと、各センター間の連携深化等により、地域ニーズの的確な把握と地域課題への柔軟な対応を可能とする体制を構築する。 地域研究交流センターでは、県内の各種機関との連携・共同を進め、地域のニーズや課題を的確に把握しながら、教員、学生の地域

	での支援活動や研究活動を積極的に実施していくことで、地域の活力向上に貢献する。	での支援活動や研究活動を積極的に実施していくことで、地域の活力向上に貢献する。
	1 社会人教育の充実に関する計画	1 社会人教育の充実に関する計画
26	<p>COC+R 事業において、事業協働機関等を通じて把握する社会人のニーズに応じたプログラムを提供するとともに、オンデマンド方式など社会人が学びやすい環境を整備する。</p> <p><u>SPARC 事業において構築する「ヒューマンサービスを変革する DX 人材育成プログラム（検討中）」について、社会人向けに履修証明プログラムとして提供し、DX を活用して組織の変革を担う専門職を育成する。</u></p> <p>社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、公開講座や資格取得にもつながる子育て支援者の養成講座等、各種のリカレント教育を学部との連携を図りながら実施する。</p>	<p>COC+R の取組において、事業協働機関等を通じて把握する社会人のニーズに応じたプログラムを提供するとともに、オンデマンド方式など社会人が学びやすい環境を整備する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、公開講座や資格取得にもつながる子育て支援者の養成講座等、各種のリカレント教育を学部との連携を図りながら実施する。</p>
27	<p>大学アライアンスやまなしの取組や <u>STEAM 関連科目の設置を進めながら、社会人のリスキリングにも対応できる体制を整備し、データの分析・利用に関する教育など、社会人への STEAM 教育を提供する。</u></p>	<p>大学アライアンスやまなしの取組や <u>大学院課程の設置等を通じて、</u> データの分析・利用に関する教育を提供し、社会人のリスキリングにも対応できる体制を整備する。</p>

2 地域との連携に関する計画	2 地域との連携に関する計画
<p>28 地域経済・地域社会を支える基盤として、地域に支持される大学を目指し、地方公共団体や他大学、産業界、高校等との連携を強化し、地域研究交流センターやCOC+R <u>事業、SPARC 事業</u>等の取組を通じて、地域課題の解決に協力して取り組む体制を整備する。</p> <p><u>SPARC 事業において、高校・大学・産業界等の関係機関との交流機会を拡充、深化させ、学びを通じた垂直統合型の人材育成体制を整備する。</u></p> <p>人間福祉学部「福祉・教育実践センター」では、介護予防相談会や保育リカレント講座等各種の地域・社会人向け講座の実施を支援するなど、地域と交流する中で地域福祉の課題を発見し、その解決に向けて、地域との連携に取り組んでいく。</p>	<p>地域経済・地域社会を支える基盤として、地域に支持される大学を目指し、地方公共団体や他大学、産業界等との連携を強化し、地域研究交流センターやCOC+R 等の取組を通じて、地域課題の解決に協力して取り組む体制を整備する。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>人間福祉学部「福祉・教育実践センター」では、介護予防相談会や保育リカレント講座等各種の地域・社会人向け講座の実施を支援するなど、地域と交流する中で地域福祉の課題を発見し、その解決に向けて、地域との連携に取り組んでいく。</p>
3 教育現場との連携に関する計画	3 教育現場との連携に関する計画
<p>29 教養科目等のうち相応しい科目を高等学校等に在学する者に<u>開放し、入学後に既修得単位として認定できる制度の運用や、高等学校で課題意識を育てるため行う「探究学習」の支援など高大接続を推進し、高校生の意識改革、内発的学習意欲の涵養を図る。</u></p> <p>小・中学校への教育支援に向け、教育委員会や教員、教育関係者と連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め、教育支援を引き続き行う。</p> <p>教員や保育者への研修会講師の他、山梨県幼児教育センターと連携し、地域の保育者の専門性向上に向け、指導助言の支援活動に携わる。</p>	<p>教養科目等のうち相応しい科目を高等学校等に在学する者に<u>開放することで、高校生等の学ぶ意欲に応えるとともに、入学後に既修得単位として認定できるよう規程を整備し、高大接続を推進する。</u></p> <p>_____</p> <p>小・中学校への教育支援に向け、教育委員会や教員、教育関係者と連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め、教育支援を引き続き行う。</p> <p>教員や保育者への研修会講師の他、山梨県幼児教育センターと連携し、地域の保育者の専門性向上に向け、指導助言の支援活動に携わる。</p>

4 地域への優秀な人材の供給に関する計画	4 地域への優秀な人材の供給に関する計画
<p>30 キャリアサポートセンターでは、インターンシップ、未来サロン等、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、山梨の<u>良さ</u>を知る機会を充実させるとともに、大学アライアンスやまなしや県とも連携を強化しながら、就職に関する情報提供や就職支援を行い、県内就職の促進に向けた取組を行う。</p> <p>COC+R 事業では、_____「地域づくり」、「観光高度化」、「産業の活性化」、「多文化共生」、「起業家精神の醸成」を目的とする学生・社会人の垣根を超えた教育プログラムを提供し、地域を牽引する人材を供給する。</p> <p>SPARC 事業では、ものづくりを主眼とした文理融合教育やヒューマンサービスにおける DX 人材の育成教育の導入を見据えた検討をすすめる、県内企業に対する人材ニーズの聞き取り調査等を実施するとともに、卒業生の地元定着率向上を図る取組を検討し、地域を牽引する人材の養成体制を構築していく。_____</p> <p>看護実践開発研究センターにおいて、特定行為を組み込んだ認定看護師の育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供するために、看護実践開発研究センターの機能の見直しを図り、看護実践の質向上の取組を推進する。</p>	<p>キャリアサポートセンターでは、インターンシップ、未来サロン等、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、山梨の<u>よさ</u>を知る機会を充実させるとともに、大学アライアンスやまなしや県とも連携を強化しながら、就職に関する情報提供や就職支援を行い、県内就職の促進に向けた取組を行う。</p> <p>COC+R の取組において、<u>地域づくり</u>、観光高度化、産業の活性化、多文化共生、起業家精神の醸成を目的とする学生・社会人の垣根を超えた教育プログラムを提供し、地域を牽引する人材を供給する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>看護実践開発研究センターにおいて、特定行為を組み込んだ認定看護師の育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供するために、看護実践開発研究センターの機能の見直しを図り、看護実践の質向上の取組を推進する。</p>

第4 業務運営の改善及び効率化に関する計画	第4 業務運営の改善及び効率化に関する計画
1 業務運営の改善及び効率化に関する計画	1 業務運営の改善及び効率化に関する計画
(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する計画	(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する計画
<p>32 全学的な人事方針を策定し、外国人や若手の積極的な採用を含めた透明かつ公正な人事を実施する。</p> <p>組織の活性化を図るために、専門性の高い教職員の確保・育成に努め、適正な人員配置を行う。</p> <p>教員の業績評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、学内運営の各領域における優秀な教員に特別昇給や理事長表彰等のインセンティブを付与する。</p> <p><u>山梨大学と一体となって機能する教員組織の在り方、各種労働制度の導入を見据えた検討をすすめ、社会の要請に柔軟に対応する。</u></p> <p>職員について、事務局体制の在り方を検討し、社会の要請に柔軟に対応できる人事制度を構築する。</p>	<p>全学的な人事方針を策定し、外国人や若手の積極的な採用を含めた透明かつ公正な人事を実施する。</p> <p>組織の活性化を図るために、専門性の高い教職員の確保・育成に努め、適正な人員配置を行う。</p> <p>教員の業績評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、学内運営の各領域における優秀な教員に特別昇給や理事長表彰等のインセンティブを付与する。</p> <hr/> <p>職員について、事務局体制の在り方を検討し、社会の要請に柔軟に対応できる人事制度を構築する。</p>
第8 剰余金の使途	第8 剰余金の使途
<p>決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善、<u>その他山梨県との協議により認められたもの</u>に充てる。</p>	<p>決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善_____に充てる。</p>

資料4

第9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	第9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
3 地方独立行政法人法40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画	3 地方独立行政法人法40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画
前期中期目標期間における積立金については、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設整備の改善、 <u>その他山梨県との協議により認められたもの</u> に充てる。	前期中期目標期間における積立金については、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設整備の改善 _____ _____に充てる。

## 現行の評価手法の課題

それぞれの小項目評価の積み上げによる評価手法のため、全体を通じた評価ポイントが見えにくい。

## 1 評価軸の設定

### 【評価軸(案)】

県民とともに歩み、山梨県の更なる発展に寄与することを基本に、中期目標の3つの「基本的な目標」を評価軸とする。

1. 社会の実践的な担い手や指導的な人材の育成
2. 地域が抱える諸課題に対応する研究と地域貢献
3. 自主・自律的な大学運営の推進

## 2 評価軸を踏まえた評価項目の重点化

評価軸を踏まえつつ、設立団体として関与していく項目を選択。評価項目の重点化(削減)を図り、評価軸(ポイント)をより意識した評価へとつなげる。

中期計画上での項目数 現在 42 ⇒ 26 (16項目削除)

- ※今後の法改正を鑑み、年度計画でなく中期計画をベースに検討
- ※評価軸の観点(地域人材の育成)(地域貢献)(自律的な大学運営)、県施策の観点(県施策との関連)により選択
- ※管理運営等では、設置団体として交付金を支出する立場から、主に財政や事務効率化に着目して選定
- ※一部、実施要領上の大項目評価が「0」にならないために継続

今国会において、地方独立行政法人法の改正が見込まれ、中期計画に成果指標を設定することを条件に、年度計画や年度評価の廃止が予定されている。

今回の見直しは、評価軸の設定・評価項目の重点化(削減)に留め、今後の法改正や他県の動向等を踏まえつつ、継続して評価手法の見直しに対応していくこととしたい。



中期目標 ※○○は実施要領上の大評価項目（11項目）	中期計画（旧）	中期計画（新）	2期 評価	対象	備考
<p><b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b></p> <p><b>1 教育に関する目標</b></p> <p><b>(1) 教育の成果・内容等に関する目標</b></p> <p>ア 学士課程</p> <p>自主的、総合的に考え判断する能力、豊かな人間性と広い視野、様々な知識を現代社会と関連づけて生きる力を培う教養教育と、各学部の教育目標や特色を生かして専門的知識と技術を培う専門教育により、地域の創造的な発展を担う人材を育成する。その際には、学部ごとに、その養成すべき人材育成に合致した、達成すべき具体的目標を定め、学修成果の向上を図る。</p> <p>地域に貢献し得る問題解決能力を身につけるため、山梨県全体をキャンパスに、地域に根ざした実学・実践重視の教育を行う。</p> <p>大学全体で、データの分析・利用に関する基礎的な知識及び能力の修得を含めた学際的な領域の教育に取り組むとともに、各学部の特性を生かした他教育機関、研究機関等及び産官民との連携並びに大学等連携推進法人に認定された一般社団法人大学アライアンスやまなし（以下「大学アライアンスやまなし」という。）による取組を通じて、学生の多様な教育機会の確保を図る。</p>	<p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果・内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学士課程</p> <p>教養教育を全学的に見直し、予測不可能な時代において地域社会の未来を切り拓く人材を育成する観点から、国際社会・地域社会の現代的な課題についての理解と時代の変化に対応するための技能を重視して、大学として独自性のあるカリキュラムを体系的に再編するとともに、一般社団法人大学アライアンスやまなし（以下「大学アライアンスやまなし」という。）<u>を通じて山梨大学と連携して、データサイエンス教育を含む多様な教育機会の確保を図る。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>専門教育では学部・学科・コースごとに、養成すべき人材育成の目標を明確にしてカリキュラム等を作成し、学修成果の向上を図る。<u>また、アクティブラーニング・フィールドワーク・遠隔授業などの多様な授業形態を活用して、他教育機関等との連携も図りながら、教育の質の向上を図る。（No.1）</u></p>	<p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果・内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学士課程</p> <p>教養教育を全学的に見直し、予測不可能な時代において地域社会の未来を切り拓く人材を育成する観点から、国際社会・地域社会の現代的な課題についての理解と時代の変化に対応するための技能を重視して、大学として独自性のあるカリキュラムを体系的に再編するとともに、一般社団法人大学アライアンスやまなし（以下「大学アライアンスやまなし」という。）<u>の連携開設科目の制度を活用し、教養教育課程における分野の充実（文理横断教育の推進）とそれに伴う、科目数削減を図る。</u></p> <p><u>文系学生にもSTEAM教育（Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学・ものづくり）、Art（芸術・リベラルアーツ）、Mathematics（数学）の分野の教育）を展開し、全学生がSTEAMの素養を身につける環境を構築する。</u></p> <p>専門教育では学部・学科・コースごとに、養成すべき人材育成の目標を明確にしてカリキュラム等を作成し、学修成果の向上を図る。</p> <p>アクティブラーニング・フィールドワーク・遠隔授業などの多様な授業形態を活用して、他教育機関等との連携も図りながら、教育の質の向上を図る。（No.1）</p>	A	●	<p>【評価】</p> <p>「学士課程」の項目で各学部の評価を総括</p>
	<p>イ 国際政策学部</p> <p>自然豊かな山梨の地域創生に取り組む実践知を重視した教育、また世界の大学と連携した国際色豊かな教育の推進により、時代の変化を見据えて、自ら積極的に社会変革や課題解決を先導する真のグローバル人材の育成を目指す。</p> <p>そのために、大学院構想を見据えた<u>教育課程の再編および新たな社会ニーズに対応したデータサイエンス</u>を取り入れた教育の充実を図る。その推進にあたり、大学アライアンスやまなしによる大学連携を積極的に活用し、</p>	<p>イ 国際政策学部</p> <p>自然豊かな山梨の地域創生に取り組む実践知を重視した教育、また世界の大学と連携した国際色豊かな教育の推進により、時代の変化を見据えて、自ら積極的に社会変革や課題解決を先導する真のグローバル人材の育成を目指す。</p> <p>そのために、大学院構想を見据えた<u>学科等</u>の再編および新たな社会ニーズに対応する<u>創造性を豊かにするSTEAM教育</u>を取り入れた教育の充実を図る。</p> <p>その<u>実施</u>にあたり、大学アライアンスやまなし</p>	B	×	<p>【評価対象外】</p> <p>「学士課程」の項目で評価</p>

	<p>教育資源の共有化、文理融合の<u>研究推進に資する教学マネジメントを目指す。</u> (No.2)</p>	<p>しによる大学連携を積極的に活用し、教育資源の共有化、文理融合の<u>推進を行う。</u> (No.2)</p>			
	<p>ウ 人間福祉学部</p> <p>人間福祉学部が養成している社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、幼稚園教諭・保育士、小学校教諭の各課程について、カリキュラムツリーを作成し、専門教育についての目標である①理論的・実践的知識・技能の獲得、②他者への共感的理解と社会貢献への意欲、③課題解決に向けた実践力、④他者との協働力の4点について培われているか、毎年、教育方法を見直し、学修成果の向上を図る。</p> <p>自治体、福祉施設、教育・保育機関、並びに大学アライアンスやまなしとの緊密な連携を図り、地域での実践的な学びを重視した教育を行う。</p> <p>福祉コミュニティ学科では、各資格課程における国家試験の合格率について全国平均を上回る高い水準を維持する。</p> <p>人間形成学科は、国や山梨県が求める保育者や教員の資質・能力の育成に向けて、地域が求める人材の養成に努める。(No.3)</p>	<p>ウ 人間福祉学部</p> <p>人間福祉学部が養成している社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、幼稚園教諭・保育士、小学校教諭の各課程について、カリキュラムツリーを作成し、専門教育についての目標である①理論的・実践的知識・技能の獲得、②他者への共感的理解と社会貢献への意欲、③課題解決に向けた実践力、④他者との協働力の4点について培われているか、毎年、教育方法を見直し、学修成果の向上を図る。</p> <p>自治体、福祉施設、教育・保育機関、並びに大学アライアンスやまなしとの緊密な連携を図り、地域での実践的な学びを重視した教育を行う。</p> <p>福祉コミュニティ学科では、各資格課程における国家試験の合格率について全国平均を上回る高い水準を維持する。</p> <p>人間形成学科は、国や山梨県が求める保育者や教員の資質・能力の育成に向けて、地域が求める人材の養成に努める。(No.3)</p>	S	×	【評価対象外】 「学士課程」の項目で評価
	<p>エ 看護学部</p> <p>豊かな人間性と優れた看護実践力を有する看護師・保健師・助産師・養護教諭の育成のための具体的な方策を計画的に実行する。</p> <p>新卒者のすべての国家試験について、概ね100%の合格率を達成する。</p> <p>看護学部の理念や教育目標を踏まえ、他大学等との連携による教育内容の充実や多様な教育機会を提供する。(No.4)</p>	<p>エ 看護学部</p> <p>豊かな人間性と優れた看護実践力を有する看護師・保健師・助産師・養護教諭の育成のための具体的な方策を計画的に実行する。</p> <p>新卒者のすべての国家試験について、概ね100%の合格率を達成する。</p> <p>看護学部の理念や教育目標を踏まえ、他大学等との連携による教育内容の充実や多様な教育機会を提供する。(No.4)</p>	S	×	【評価対象外】 「学士課程」の項目で評価
イ 大学院課程	<p>地域が抱える課題の解決に向けて実践的に取り組む高度人材を養成する大学院を設置する。</p> <p>地域のニーズや時代の変化、学問の進展に的確に対応するため、大学院機能の充実・発展を含めた教育研究組織の在り方について積極的に検討を進め、改善を図る。</p>	<p>オ 大学院課程</p> <p>学問の進展や地域ニーズを踏まえた高度人材養成を図る大学院課程を構想し、その実現に向けて積極的に取り組む。(No.5)</p>	A	●	【評価】 (地域人材の育成) (県施策との関連) 大学院課程の設置等については、県もコミットすべき項目
	<p>高度看護実践者・教育研究者育成のために、看護学研究科の理念や教育目標を踏まえ、他大学院との連携による体系的なカリキュラムを編成し、教育課程や教育内容の充実を図る。</p> <p>看護学研究科の教育研究組織の強化を図るために、教員の教育研究活動の活性化を図る。(No.6)</p>	<p>高度看護実践者・教育研究者育成のために、看護学研究科の理念や教育目標を踏まえ、他大学院との連携による体系的なカリキュラムを編成し、教育課程や教育内容の充実を図る。</p> <p>看護学研究科の教育研究組織の強化を図るために、教員の教育研究活動の活性化を図る。(No.6)</p>	A	●	【評価】 (地域人材の育成) (県施策との関連) 看護職の人材育成は、県施策にも関わる項目として評価

<p>ウ 入学者の受け入れ</p> <p>県立大学にふさわしい学生を受け入れるために、大学の教育研究活動について関係者への周知を図るとともに、国の高大接続改革の動向等を踏まえつつ、多様な能力・意欲・適性を多面的かつ総合的に評価・判定する公正で安定した入学者選抜を実施する。</p>	<p>カ 入学者の受け入れ</p> <p>アドミッション・ポリシーに合致した県立大学が求める学生を受け入れるために、受験生が入学後の教育の本質と卒業後の姿を見通して、選抜に向けて能動的に準備できる情報を発信する。</p> <p>安全で安定した選抜実施体制を確立することにより、公正・安心な選抜としての魅力を高めるとともに、<b>高大教育が積極接続した受験生の多様な能力を多面的・総合的に評価できる入学</b>者選抜を実現する。(No.7)</p>	<p>カ 入学者の受け入れ</p> <p>アドミッション・ポリシーに合致した県立大学が求める学生を受け入れるために、受験生が入学後の教育の本質と卒業後の姿を見通して、選抜に向けて能動的に準備できる情報を発信する。</p> <p>安全で安定した選抜実施体制を確立することにより、公正・安心な選抜としての魅力を高めるとともに、<b>高大教育が積極接続した受験生の多様な能力を多面的・総合的に評価できる入学</b>者選抜を実現する。(No.7)</p>	A	●	<p>【前段 評価対象外】</p> <p>大学として基本的に取り組むべき項目</p> <p>【後段 評価】(自律的な大学運営)</p> <p>高大連携等は、自主・自律的な大学運営にもつながり評価すべき項目</p>
<p>エ 成績評価等</p> <p>学士課程においては、授業の到達目標を明示し、客観的で明確な基準による厳正な成績評価を行い、学生の単位認定、進級・卒業時の質の保証を確保する。</p> <p>大学院課程においては、授業の到達目標を明示し、厳正かつ公正な成績評価と学位論文審査を実施し、修了時の質の保証を確保する。</p> <p>教育の質保証のための各学位プログラムの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づいて学生の学修目標を具体的かつ明確に定め、卒業生の資質・能力等を保証するものとして機能させる。</p>	<p>キ 成績評価等</p> <p><b>授業のシラバスに到達目標や成績評価基準を明示し教育の質を保証する。とくに演習・実習・実技科目などについては、ルーブリックなどを用いた到達度基準の設定により、客観的で明確な成績評価の導入を検討実施する。</b></p> <p><b>GPAの基礎データの分析によりその効果を検証し、それぞれの課程における質の保証の改善を図る。</b>(No.8)</p>	<p>キ 成績評価等</p> <p><b>授業レベル・学位レベル・機関レベルで設計・運用・評価が一体的に行えるように、学修状況の可視化を行い、継続的な質保証が行えるように体系化する。</b></p> <p><b>可視化したデータは学生にもフィードバックし、学修の支援につなげる。</b></p> <p>(No.8)</p>	A	×	<p>【評価対象外】</p> <p>大学として基本的に取り組むべき項目</p>
	<p>看護学研究科の学生の修了時の質保証を確保するため、成績評価ならびに学位論文審査を各基準に則り、厳正かつ公正に実施する。</p> <p>看護学研究科の理念・教育目標を踏まえ、3つのポリシー9の検証・評価を実施し、教育課程・教育内容の充実改善を図る。(No.9)</p>	<p>看護学研究科の学生の修了時の質保証を確保するため、成績評価ならびに学位論文審査を各基準に則り、厳正かつ公正に実施する。</p> <p>看護学研究科の理念・教育目標を踏まえ、3つのポリシー9の検証・評価を実施し、教育課程・教育内容の充実改善を図る。(No.9)</p>		×	<p>【評価対象外】</p> <p>大学として基本的に取り組むべき項目</p>
	<p>全学的な教学マネジメントの推進体制を整備し、学修成果の可視化と教育内容の改善を体系的・組織的に進めることにより、教育の質保証を行う。(No.10)</p>	<p>全学的な教学マネジメントの推進体制を整備し、学修成果の可視化と教育内容の改善を体系的・組織的に進めることにより、教育の質保証を行う。(No.10)</p>		×	<p>【評価対象外】</p> <p>大学として基本的に取り組むべき項目</p>
<p><b>(2) 教育の実施体制等に関する目標</b></p> <p>より質の高い教育を提供するため、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組(ファカルティ・ディベロップメント活動及びスタッフ・ディベロップメント活動)を引き続き積極的に進めるとともに、教員の教育活動を定期的、かつ、多角的に評価し、評価結果を教育の質の改善に反映する。</p>	<p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>全学的なFD・SDの実績を踏襲し、テーマ別研修会等を実施するとともに、<b>大学アライアンス</b>やまなしを通じて、連携を促進する教育活動などの課題別の研修会を検討実施する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。(No.11)</p>	<p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>全学的なFD・SDの実績を踏襲し、テーマ別研修会等を実施するとともに、<b>大学アライアンス</b>やまなしを通じて、連携を促進する教育活動などの課題別の研修会を検討実施する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。(No.11)</p>	A	●	<p>【評価】(その他)</p> <p>大学として基本的に取り組むべき項目ではあるが、<b>実施要領上の大項目「(2) 教育の実施体制等に関する目標」における評価項目が0になってしまうため残す。</b></p>
<p><b>(3) 学生の支援に関する目標</b></p> <p>ア 学修支援</p> <p>すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学</p>	<p>(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学修支援</p>	<p>(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学修支援</p>	A	×	<p>【評価対象外】</p> <p>学生対応として基本的に取り組むべき項目</p>

<p>生を含む。以下同じ。)が学修しやすい環境をつくるため、学修に関する支援制度を拡充するとともに、学生からの要望を反映させる体制を維持し、随時見直しを行い、改善を図る。</p> <p>すべての学生の自主的な学修を促進するための仕組みを一層充実させる。</p>	<p>すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)に対して、教職員が連携して、生活面や心理面にも配慮した相談支援を行い、学生の意見も聴取して、学生支援の質的な向上を図る。</p> <p>すべての学生が学修しやすい環境をつくるため、引き続き学生相談窓口を設けるなど、学修相談体制をさらに進展させる。(No.12)</p>	<p>すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)に対して、教職員が連携して、生活面や心理面にも配慮した相談支援を行い、学生の意見も聴取して、学生支援の質的な向上を図る。</p> <p>すべての学生が学修しやすい環境をつくるため、引き続き学生相談窓口を設けるなど、学修相談体制をさらに進展させる。(No.12)</p>			
<p>イ 生活支援</p> <p>すべての学生が健康で充実した大学生活を送るため、生活面での相談体制や健康管理体制の充実を図るとともに、経済的に困窮している学生に対する支援制度について一層の充実を図る。</p>	<p>イ 生活支援</p> <p>すべての学生が安全に安心して大学生活が送れるよう教職員が連携して、生活面での相談体制等を充実させ、経済的に困窮している学生に対して、授業料減免や支援情報の提供などを行い支援する。(No.14)</p>	<p>イ 生活支援</p> <p>すべての学生が安全に安心して大学生活が送れるよう教職員が連携して、生活面での相談体制等を充実させ、経済的に困窮している学生に対して、授業料減免や支援情報の提供などを行い支援する。(No.14)</p>	A	●	<p>【評価】(県施策との関連)</p> <p>経済的に困窮している学生に対する支援は、県が進める基礎条件の充実(貧困の連鎖の阻止)に関連する項目</p>
<p>ウ 就職支援等</p> <p>すべての学生について、その能力・適性に応じた就職が可能となるよう、キャリアサポートセンターを中心とした就職支援体制の強化を図る。</p> <p>学生に対し、起業家精神(アントレプレナーシップ)を養う機会を提供するなど、卒業後の進路等に関する多様なニーズに応えるための取組を行う。</p> <p>大学アライアンスやまなしの枠組みを活用した、情報交換、サービスの相互利用等の協働体制の構築を進める。</p>	<p>ウ 就職支援等</p> <p>個々の能力・適性に応じた就職支援を可能とするため、キャリアサポートセンターの個別相談の機能と施設を充実させ、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターンシップなどの就職支援活動を積極的に行う。(No.15)</p>	<p>ウ 就職支援等</p> <p>個々の能力・適性に応じた就職支援を可能とするため、キャリアサポートセンターの個別相談の機能と施設を充実させ、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターンシップなどの就職支援活動を積極的に行う。(No.15)</p>	A	●	<p>【評価】(地域人材の育成)</p> <p>県内への就職率は、県としてコミットすべき項目</p>
<p>大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、採用試験対策や企業相談会などに関する情報交換、サービスの相互利用等を拡充し充実させる。(No.17)</p>	<p>COC+Rの取組と連携し、地域課題の解決に向けて学修を進める過程において、ビジネスの基礎やモチベーションなどのコンピテンシーを高め、起業家精神を養う機会とするとともに、セカンドキャリアも見据えた多様なキャリアデザインとその方法を学ぶ機会を提供する。(No.16)</p>	<p>COC+R事業の取組と連携し、地域課題の解決に向けて学修を進める過程において、ビジネスの基礎やモチベーションなどのコンピテンシーを高め、起業家精神を養う機会とするとともに、セカンドキャリアも見据えた多様なキャリアデザインとその方法を学ぶ機会を提供する。(No.16)</p>		●	<p>【評価】(地域人材の育成)</p> <p>起業家の育成、スタートアップ支援など、県の人材育成施策等にも関連する項目</p>
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>公立大学としての意義を踏まえ、地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究に取り組み、その成果を広く公表する。</p> <p>各分野の研究の成果については、国内外に通用する優れた水準を確保し、地域及び国内外に積極的に発信するとともに、社会への還元に努める。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>地域の課題や社会の要請に対応した特色ある組織的な研究(大学間の共同研究も含む)を推進し、その成果を公表する。(No.18)</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>地域の課題や社会の要請に対応した特色ある組織的な研究(大学間の共同研究も含む)を推進し、その成果を公表する。(No.18)</p>	A	●	<p>【評価】(地域貢献)(自律的な大学運営)</p> <p>地域課題の解決につながる研究への取り組みは県としても評価すべき項目。</p> <p>大学間連携の取り組みも、評価すべき項目</p>
<p>研究水準を担保するために、学外委員を含めた組織で研究成果を評価するとともに、研究成</p>	<p>研究水準を担保するために、学外委員を含めた組織で研究成果を評価するとともに、研究成</p>	<p>研究水準を担保するために、学外委員を含めた組織で研究成果を評価するとともに、研究成</p>		×	<p>【評価対象外】</p> <p>研究に関して基本的に取り組むべき項</p>

	果を広く社会に還元するために、関連学会（国際学会を含む）やホームページ等で積極的に発信する。（No.19）	果を広く社会に還元するために、関連学会（国際学会を含む）やホームページ等で積極的に発信する。（No.19）			目	
<b>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</b> 地域的・社会的なニーズの高い研究課題や分野を越えた独創的なプロジェクト研究を推進するための弾力的な研究実施体制を確保する。 研究者が倫理を堅持し、適正な研究活動を推進するための制度や体制を確保する。 研究活動の活性化を図るため、研究成果を適切に評価し、その結果を研究費に反映できる仕組みを構築する。	(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 ア 研究実施体制等の整備 地域研究課題や学術的に重要性の高い研究を重点的に実施できるよう、地域研究交流センターにおいて研究テーマを責任を持って決定する。また、より独創的で弾力的な研究活動が実施できるような体制を整備する。（No.20）	(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 ア 研究実施体制等の整備 地域研究課題や学術的に重要性の高い研究を重点的に実施できるよう、地域研究交流センターにおいて研究テーマを責任を持って決定する。また、より独創的で弾力的な研究活動が実施できるような体制を整備する。（No.20）	A	●	【評価】（地域貢献） 地域課題の解決につながる研究への取り組みは県としても評価すべき項目。	
	研究倫理保持の管理・責任体制を明確化し、効果的な運用を図るとともに、検証・見直しを行う。（No.21）	研究倫理保持の管理・責任体制を明確化し、効果的な運用を図るとともに、検証・見直しを行う。（No.21）			×	【評価対象外】 研究に関して基本的に取り組むべき項目
	各専門分野の特性に応じて研究の経過や成果などの研究活動に関わる評価基準を明確にし、評価結果を研究費に反映できる仕組みを構築するとともに、随時見直しや改善を図る。（No.22）	各専門分野の特性に応じて研究の経過や成果などの研究活動に関わる評価基準を明確にし、評価結果を研究費に反映できる仕組みを構築するとともに、随時見直しや改善を図る。（No.22）			×	【評価対象外】 研究に関して基本的に取り組むべき項目
<b>3 大学の国際化等に関する目標</b> 国際教育研究センターを中心として、学生及び教職員の国際交流を積極的に進め、大学全体の国際化をさらに進めるとともに、学生が卒業後においてグローバルに活躍できる基盤を育成するための取組を行う。 県内の他機関との連携等により、地域における国際化を推進する。	3 大学の国際化等に関する目標を達成するための措置 国際教育研究センターを中心に地域の国際化を積極的・多角的に展開する。留学制度のさらなる充実や、JICA 等の県内他機関との連携を強化して、学生のボランティア留学、教員の専門家としての海外派遣、海外からの研修の受け入れ等を実施できるような体制を構築する。 コロナ禍によって途絶えてしまった交換留学による海外留学と外国人留学生をコロナ前の状態（12人）に回復させるとともに、交換留学協定校の見直し等を行う。（No.23）	3 大学の国際化等に関する目標を達成するための措置 国際教育研究センターを中心に地域の国際化を積極的・多角的に展開する。留学制度のさらなる充実や、JICA 等の県内他機関との連携を強化して、学生のボランティア留学、教員の専門家としての海外派遣、海外からの研修の受け入れ等を実施できるような体制を構築する。 コロナ禍によって途絶えてしまった交換留学による海外留学と外国人留学生をコロナ前の状態（12人）に回復させるとともに、交換留学協定校の見直し等を行う。（No.23）	A	●	【評価】（県施策との関連） 国際化、国際交流、多文化共生は、県としても力を入れている施策であり、関連する項目	
	大学アライアンスやまなしを通じて山梨大学との連携を図りながら、交換留学で受け入れた外国人留学生の日本語力に対応した日本語教育システムを整備する。 国際交流協会等と連携し、言語や文化の壁を越えたコミュニケーション能力を身に付ける教育プログラムを提供する。（No.24）	大学アライアンスやまなしを通じて山梨大学との連携を図りながら、交換留学で受け入れた外国人留学生の日本語力に対応した日本語教育システムを整備する。 国際交流協会等と連携し、言語や文化の壁を越えたコミュニケーション能力を身に付ける教育プログラムを提供する。（No.24）			●	【評価】（県施策との関連） 国際化、国際交流、多文化共生は、県としても力を入れている施策であり、関連する項目
<b>第3 地域貢献等に関する目標</b> 理事長（学長）のリーダーシップの下、COC+R事業の実施や地域研究交流センターの活動等を通じて、地域のニーズやその抱える課題を的確に把握しつつ、大学の持つ人的・	第3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置 <hr/> <hr/> <hr/>	第3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置 文部科学省の大学教育再生戦略推進費「地域活性化人材育成事業～SPARC～」の事業（以下「SPARC事業」という。）において、県内の産業	A	●	【評価】 地域貢献の総論的・中核的項目	

<p>物的・知的財産を地域に還元する取組を全学挙げて積極的に推進する。</p>	<p>地域が求める人材を養成する全学的なセンターを産業界等からも人材を登用して設置し、COC+Rにおける教育プログラムを社会人等に提供するとともに、理事長（学長）のリーダーシップのもと、各センター間の連携深化等により、地域ニーズの的確な把握と地域課題への柔軟な対応を可能とする体制を構築する。</p> <p>地域研究交流センターでは、県内の各種機関との連携・共同を進め、地域のニーズや課題を的確に把握しながら、教員、学生の地域での支援活動や研究活動を積極的に実施していくことで、地域の活力向上に貢献する。（No.25）</p>	<p>界、高等教育機関、公共団体、金融機関等で構成される地域連携プラットフォームを設置し、地域が求める人材像や必要とされるスキル等を議論し、地域のニーズを捉える体制を整備する。</p> <p>地域が求める人材を養成する全学的なセンターを産業界等からも人材を登用して設置し、COC+R事業における教育プログラムを社会人等に提供するとともに、理事長（学長）のリーダーシップのもと、各センター間の連携深化等により、地域ニーズの的確な把握と地域課題への柔軟な対応を可能とする体制を構築する。</p> <p>地域研究交流センターでは、県内の各種機関との連携・共同を進め、地域のニーズや課題を的確に把握しながら、教員、学生の地域での支援活動や研究活動を積極的に実施していくことで、地域の活力向上に貢献する。（No.25）</p>			
<p><b>1 社会人教育の充実に関する目標</b></p> <p>社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、公開講座の開催等をはじめ、資格取得にもつながる生涯学習やリカレント教育を積極的に推進する。</p> <p>地域に対し、デジタル社会における基礎的素養であるデータの分析・利用に関する基礎的な知識及び能力の修得のための機会を提供する。</p>	<p>1 社会人教育の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>COC+Rの取組において、事業協働機関等を通じて把握する社会人のニーズに応じたプログラムを提供するとともに、オンデマンド方式など社会人が学びやすい環境を整備する。</p> <p>社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、公開講座や資格取得にもつながる子育て支援者の養成講座等、各種のリカレント教育を学部との連携を図りながら実施する。（No.26）</p>	<p>1 社会人教育の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>COC+R事業において、事業協働機関等を通じて把握する社会人のニーズに応じたプログラムを提供するとともに、オンデマンド方式など社会人が学びやすい環境を整備する。</p> <p>SPARC事業において構築する「ヒューマンサービスを変革するDX人材育成プログラム（検討中）」について、社会人向けに履修証明プログラムとして提供し、DXを活用して組織の変革を担う専門職を育成する。</p> <p>社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、公開講座や資格取得にもつながる子育て支援者の養成講座等、各種のリカレント教育を学部との連携を図りながら実施する。（No.26）</p>	A	●	<p>【評価】（地域人材の育成）</p> <p>ペントス等を通じた地域人材の育成、リカレント教育は、県の重要施策と関連する項目</p>
	<p>大学アライアンスやまなしの取組や大学院課程の設置等を通じて、データの分析・利用に関する教育を提供し、社会人のリスキリングにも対応できる体制を整備する。（No.27）</p>	<p>大学アライアンスやまなしの取組やSTEAM関連科目の設置を進めながら、社会人のリスキリングにも対応できる体制を整備し、データの分析・利用に関する教育など、社会人へのSTEAM教育を提供する。（No.27）</p>		●	<p>【評価】</p> <p>（地域人材の育成）（県施策との関連）</p> <p>地域人材の育成、リカレント教育は、今後の県の重要施策と関連する項目</p> <p>また、大学院課程の設置等については、県もコミットすべき項目</p>
<p><b>2 地域との連携に関する目標</b></p> <p>県内市町村、企業、他大学などとの主体的・組織的な連携を深め、交流を進めるとともに、地域が抱える様々な課題に対応した地域研究等を推進し、大学の知的資源を活用した支</p>	<p>2 地域との連携に関する目標を達成するための措置</p> <p>地域経済・地域社会を支える基盤として、地域に支持される大学を目指し、地方公共団体や</p>	<p>2 地域との連携に関する目標を達成するための措置</p> <p>地域経済・地域社会を支える基盤として、地域に支持される大学を目指し、地方公共団体や</p>	A	●	<p>【評価】（地域貢献）（地域人材の育成）</p> <p>県内産業界等をはじめとした地域との連携・交流は、地域の核やハブとなる大</p>

<p>援など、地域のシンクタンクとしての役割を果たす。</p>	<p>他大学、産業界等との連携を強化し、地域研究交流センターやCOC+R _____ 等の取組を通じて、地域課題の解決に協力して取り組む体制を整備する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>人間福祉学部「福祉・教育実践センター」では、介護予防相談会や保育リカレント講座等各種の地域・社会人向け講座の実施を支援するなど、地域と交流する中で地域福祉の課題を発見し、その解決に向けて、地域との連携に取り組んでいく。(No.28)</p>	<p>他大学、産業界、高校等との連携を強化し、地域研究交流センターやCOC+R <u>事業、SPARC事業</u>等の取組を通じて、地域課題の解決に協力して取り組む体制を整備する。</p> <p><u>SPARC事業において、高校・大学・産業界等の関係機関との交流機会を拡充、深化させ、学びを通じた垂直統合型の人材育成体制を整備する。</u></p> <p>人間福祉学部「福祉・教育実践センター」では、介護予防相談会や保育リカレント講座等各種の地域・社会人向け講座の実施を支援するなど、地域と交流する中で地域福祉の課題を発見し、その解決に向けて、地域との連携に取り組んでいく。(No.28)</p>		<p>学として存在していく上でも、地域人材の育成を進める上でも重要であり、評価すべき項目</p> <p>また、地域連携プラットフォーム等の設置・運営については、県もコミットすべき項目</p>
<p><b>3 教育現場との連携に関する目標</b></p> <p>幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校等への教育支援を行うとともに、高大連携を始めとする学校教育全体との連携を推進する。</p>	<p>3 教育現場との連携に関する目標を達成するための措置</p> <p>教養科目等のうち相応しい科目を高等学校等に在学する者に開放<u>することで、高校生等の学ぶ意欲に応えらるとともに、入学後に既修得単位として認定できるよう規程を整備し、高大接続を推進する。</u></p> <p>_____</p> <p>小・中学校への教育支援に向け、教育委員会や教員、教育関係者と連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め、<u>教育支援を引き続き行う。</u></p> <p>教員や保育者への研修会講師の他、山梨県幼児教育センターと連携し、地域の保育者の専門性向上に向け、指導助言の支援活動に携わる。(No.29)</p>	<p>3 教育現場との連携に関する目標を達成するための措置</p> <p>教養科目等のうち相応しい科目を高等学校等に在学する者に開放し、<u>入学後に既修得単位として認定できる制度の運用や、高等学校で課題意識を育てるために行う「探究学習」の支援など高大接続を推進し、高校生の意識改革、内発的学習意欲の涵養を図る。</u></p> <p>小・中学校への教育支援に向け、教育委員会や教員、教育関係者と連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め、<u>教育支援を引き続き行う。</u></p> <p>教員や保育者への研修会講師の他、山梨県幼児教育センターと連携し、地域の保育者の専門性向上に向け、指導助言の支援活動に携わる。(No.29)</p>	A	<p>● 【評価】 (地域貢献) (地域人材の育成)</p> <p>高大連携の推進は、県内からの入学者の確保など、自主・自立的な大学運営にもつながり評価すべき項目</p> <p>教育機関との連携についても前欄のとおり評価すべき項目</p>
<p><b>4 地域への優秀な人材の供給に関する目標</b></p> <p>保健・医療・福祉の向上や地域振興など、社会の変化に応じて地域が抱える諸課題に関し、その解決に向けて果敢に挑戦する人材を地域に供給するための取組を行う。</p>	<p>4 地域への優秀な人材の供給に関する目標を達成するための措置</p> <p>キャリアサポートセンターでは、インターシップ、未来サロン等、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、山梨のよさを知る機会を充実させるとともに、<u>大学アライアンスやまなしや県とも連携を強化しながら、就職に関する情報提供や就職支援を行い、県内就職の促進に向けた取組を行う。</u></p> <p><u>COC+R の取組において、地域づくり、観光高度化、産業の活性化、多文化共生、起業家精神の醸成</u> _____ を目的とする学生・社会</p>	<p>4 地域への優秀な人材の供給に関する目標を達成するための措置</p> <p>キャリアサポートセンターでは、インターシップ、未来サロン等、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、山梨のよさを知る機会を充実させるとともに、<u>大学アライアンスやまなしや県とも連携を強化しながら、就職に関する情報提供や就職支援を行い、県内就職の促進に向けた取組を行う。</u></p> <p><u>COC+R事業では、「地域づくり」、「観光高度化」、「産業の活性化」、「多文化共生」、「起業家精神の醸成」</u>を目的とする学生・社会</p>	B	<p>● 【評価】 (地域人材の育成) (県施策との関連)</p> <p>県内への就職率は、県としてコミットすべき項目</p> <p>看護職の資質向上は、県施策にも関わる項目として評価</p>

	<p>人の垣根を超えた教育プログラムを提供し、地域を牽引する人材の供給を図る。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>看護実践開発研究センターにおいて、特定行為を組み込んだ認定看護師の育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供するために、看護実践開発研究センターの機能の見直しを図り、看護実践の質向上の取組を推進する。(No.30)</p>	<p>人の垣根を超えた教育プログラムを提供し、地域を牽引する人材を供給する。</p> <p>SPARC事業では、ものづくりを主眼とした文理融合教育やヒューマンサービスにおけるDX人材の育成教育の導入を見据えた検討をすすめ、県内企業に対する人材ニーズの聞き取り調査等を実施するとともに、卒業生の地元定着率向上を図る取組を検討し、地域を牽引する人材の養成体制を構築していく。</p> <p>看護実践開発研究センターにおいて、特定行為を組み込んだ認定看護師の育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供するために、看護実践開発研究センターの機能の見直しを図り、看護実践の質向上の取組を推進する。(No.30)</p>			
<p><b>第4 管理運営等に関する目標</b></p> <p><b>1 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b></p> <p>(1) 運営体制の改善に関する目標</p> <p>社会環境の変化等に対応して大学の機能を最大限発揮できるよう、理事長(学長)のリーダーシップの下、学内におけるガバナンスを強化するとともに、組織の見直しなどの体制整備を行う。</p>	<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>理事長(学長)のリーダーシップの下で、教学マネジメントを推進する体制を整備するとともに、定量的評価指標に基づく組織評価の仕組みを構築する。(No.31)</p>	<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>理事長(学長)のリーダーシップの下で、教学マネジメントを推進する体制を整備するとともに、定量的評価指標に基づく組織評価の仕組みを構築する。(No.31)</p>	A	●	【評価】(自律的な大学運営) 知事が任命する学長のリーダーシップに対する評価は継続
<p>(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標</p> <p>全学的な観点からの柔軟で弾力的な人事制度の構築を進める。</p>	<p>(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>全学的な人事方針を策定し、外国人や若手の積極的な採用を含めた透明かつ公正な人事を実施する。</p> <p>組織の活性化を図るために、専門性の高い教職員の確保・育成に努め、適正な人員配置を行う。</p> <p>教員の業績評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、学内運営の各領域における優秀な教員に特別昇給や理事長表彰等のインセンティブを付与する。</p> <hr/> <hr/> <p>職員について、事務局体制の在り方を検討</p>	<p>(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>全学的な人事方針を策定し、外国人や若手の積極的な採用を含めた透明かつ公正な人事を実施する。</p> <p>組織の活性化を図るために、専門性の高い教職員の確保・育成に努め、適正な人員配置を行う。</p> <p>教員の業績評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、学内運営の各領域における優秀な教員に特別昇給や理事長表彰等のインセンティブを付与する。</p> <p>山梨大学と一体となって機能する教員組織の在り方、各種労働制度の導入を見据えた検討をすすめ、社会の要請に柔軟に対応する。</p> <p>職員について、事務局体制の在り方を検討</p>	A	×	【評価対象外】 組織として基本的に取り組むべき項目



	し、社会の要請に柔軟に対応できる人事制度を構築する。(No.32)	し、社会の要請に柔軟に対応できる人事制度を構築する。(No.32)			
<b>(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標</b> 専門知識・能力を有する人材の確保・育成、組織の整理・統合及び業務改善を行うとともに、大学アライアンスやまなしの枠組みを活用することにより、全学的な事務の効率化、合理化及び高度化を進める。	(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置 大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、人事交流や研修制度の高度化を通じて、専門的知識・能力を有する人材を育成するとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、事務の効率化を進める。(No.33)	(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置 大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、人事交流や研修制度の高度化を通じて、専門的知識・能力を有する人材を育成するとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、事務の効率化を進める。(No.33)	A	●	【評価】（自律的な大学運営） 大学間連携の取り組みは、評価すべき項目。安定した大学経営のため事務効率化と財源確保・コスト削減は、県としてもコミットすべき項目
<b>2 財務内容の改善に関する目標</b> <b>(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</b> 運営費交付金や授業料等学生納付金のほか、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保・拡充等、自己収入の増加のための組織的な活動に取り組む。	2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 (1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う。 寄付金の受け入れ増加に努めるとともに、ネーミングライツ（命名権）など新たな自己財源の開拓を図る。(No.34)	2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 (1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う。 寄付金の受け入れ増加に努めるとともに、ネーミングライツ（命名権）など新たな自己財源の開拓を図る。(No.34)	A	●	【評価】（自律的な大学運営） 安定した大学経営のため事務効率化と財源確保・コスト削減は、県としてもコミットすべき項目
<b>(2) 学費の確保に関する目標</b> 授業料等学生納付金については、公立大学の役割、優秀な学生の獲得や適正な受益者負担等の観点及び社会情勢等を勘案し、適正な水準を維持する。	(2) 学費の確保に関する目標を達成するための措置 授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。(No.35)	(2) 学費の確保に関する目標を達成するための措置 授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。(No.35)	A	×	【評価対象外】 大学の学生対応として基本的な項目
<b>(3) 経費の抑制に関する目標</b> 予算の弾力的かつ効率的な執行、管理的業務の簡素化及び合理化等を推進し、並びに教育研究水準の維持向上に配慮しつつ、組織運営の効率化等を進めるとともに、大学アライアンスやまなしの枠組みを活用することにより、経費の抑制を図る。	(3) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 継続的に事務事業の見直しを進めることにより、経費の削減を実現する。また、大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、山梨大学との共同調達の拡大を図る。(No.36)	(3) 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 継続的に事務事業の見直しを進めることにより、経費の削減を実現する。また、大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、山梨大学との共同調達の拡大を図る。(No.36)	A	●	【評価】（自律的な大学運営） 大学間連携の取り組みは、継続して評価すべき項目。安定した大学経営のため事務効率化と財源確保・コスト削減は、県としてもコミットすべき項目
<b>(4) 資産の運用管理の改善に関する目標</b> 全学的かつ経営的視点から、保有資産を適正に管理し、効率的な運用を行う。	(4) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 施設・設備等の利用状況を適切に把握し、大学の運営に支障がない範囲で外部への貸出を積極的に行う。 未利用地について、より効果的な活用を図るため、民間への貸出等を検討する。(No.37)	(4) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 施設・設備等の利用状況を適切に把握し、大学の運営に支障がない範囲で外部への貸出を積極的に行う。 未利用地について、より効果的な活用を図るため、民間への貸出等を検討する。(No.37)	A	●	【評価】（自律的な大学運営） 安定した大学経営のため事務効率化と財源確保・コスト削減は、県としてもコミットすべき項目
<b>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</b> 業務運営について、定期的に自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を速	3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 監査体制を整備し、内部監査機能の質の向上をはかるなかで、自己点検・評価を実施すると	3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 監査体制を整備し、内部監査機能の質の向上をはかるなかで、自己点検・評価を実施すると	B	●	【評価】（自律的な大学運営） 安定した大学経営のため事務効率化と財源確保・コスト削減は、県としてもコミットすべき項目

やかに公表し、業務運営の改善に活用する。	ともに、認証評価機関による評価結果を公表・活用し、業務運営の改善を図る。(No.38)	ともに、認証評価機関による評価結果を公表・活用し、業務運営の改善を図る。(No.38)			また、他の評価システムについては県もグリップすべき項目
<b>4 その他業務運営に関する目標</b> <b>(1) 情報の公表等の推進に関する目標</b> 広報体制の整備・強化を図り、教育研究活動や業務運営に関して積極的かつ迅速な情報提供を行うことにより地域への説明責任を果たす。	4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置 (1) 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 大学運営の透明性を確保するため、財務状況等について、広く適正に情報公表するとともに、教育活動、研究活動、地域貢献活動等のほか、情報発信力のある特色あるプロジェクトについて、大学ホームページを中心とした多様なメディアを活用して積極的な広報を行う。(No.39)	4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置 (1) 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 大学運営の透明性を確保するため、財務状況等について、広く適正に情報公表するとともに、教育活動、研究活動、地域貢献活動等のほか、情報発信力のある特色あるプロジェクトについて、大学ホームページを中心とした多様なメディアを活用して積極的な広報を行う。(No.39)	A	×	【評価対象外】 組織として基本的に取り組むべき項目
<b>(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標</b> 良好な教育研究環境を保つため、施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、有効活用を図る。	(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 ・ 学生・職員・地域に有益な教育研究環境を維持するため、計画的に施設、設備の修繕を行うとともに、地域と共同した利用や地域社会への開放などによる利用を促進する。(No.40)	(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 ・ 学生・職員・地域に有益な教育研究環境を維持するため、計画的に施設、設備の修繕を行うとともに、地域と共同した利用や地域社会への開放などによる利用を促進する。(No.40)	A	×	【評価対象外】 組織として基本的に取り組むべき項目
<b>(3) 安全管理等に関する目標</b> 個人情報などの大学の保有する情報のセキュリティを確保するとともに、地震や感染症まん延などの災害時における学生・教職員のリスクマネジメントを推進し、安全・安心な教育環境の維持、構築等を図る。	(3) 安全管理等に関する目標を達成するための措置 安全・安心な教育環境を確保するために、個人情報の保護などに関する情報セキュリティ教育を実施するとともに、各種の災害、事件、事故に対して学外も含めたリスク管理を強化・充実する。また、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進する。(No.41)	(3) 安全管理等に関する目標を達成するための措置 安全・安心な教育環境を確保するために、個人情報の保護などに関する情報セキュリティ教育を実施するとともに、各種の災害、事件、事故に対して学外も含めたリスク管理を強化・充実する。また、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進する。(No.41)	A	×	【評価対象外】 組織として基本的に取り組むべき項目
<b>(4) 社会的責任に関する目標</b> 法令遵守の徹底、人権尊重や男女共同参画、SDGsの推進など、社会的ニーズに応じた大学運営を行うとともに、大学の持つ人材、情報等の還元を通じ、地域からの信頼を高め、地域への貢献度の向上を図る。	(4) 社会的責任に関する目標を達成するための措置 法令遵守の徹底、人権尊重、男女共同参画、環境への配慮などSDGsの推進への意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制を充実するとともに、地域活動との連携に努めるなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。(No.42)	(4) 社会的責任に関する目標を達成するための措置 法令遵守の徹底、人権尊重、男女共同参画、環境への配慮などSDGsの推進への意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制を充実するとともに、地域活動との連携に努めるなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。(No.42)	A	●	【評価】(その他) 組織として基本的に取り組むべき項目であるが、 <b>実施要領上の大項目「4 その他業務運営に関する目標」における評価項目が0になってしまうため残す。</b> <b>また、SDGsの推進は県の施策と関連する項目</b>
—	第8 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善 _____に充てる。	第8 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善、 <b>その他山梨県との協議により認められたもの</b> に充てる。	—	—	【県との協議に基づく変更】

-	<p>第9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画</p> <p>前期中期目標期間における積立金については、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設整備の改善_____に充てる。</p>	<p>第9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画</p> <p>前期中期目標期間における積立金については、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設整備の改善、<u>その他山梨県との協議により認められたもの</u>に充てる。</p>	-	-	【県との協議に基づく変更】

総務省自治財政局財務調査課 提供資料  
(R5.1月末 全国公立大学設置団体協議会研修資料)

## 現行制度の概要

- 地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)上、公立大学法人は毎事業年度の開始前に、その事業年度の業務運営に関する計画(年度計画)を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。
- また、公立大学法人は、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価(年度評価)を受けなければならない。
  - ※ また、公立大学法人においては、設立団体の長は6年間で達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定め、公立大学法人は中期目標を達成するための計画(中期計画)を作成し、設立団体の長の認可を受けるとともに、公表しなければならない。

## 国立大学法人の制度改正

- 令和3年度の国立大学法人法(平成15年法律第112号)の改正において、年度計画及び年度評価を廃止。
- 廃止後においても、国立大学法人の担う業務の公共性及び透明な業務運営を確保する観点から、中期計画に定める事項として、「教育研究の質の向上に関する目標」及び「業務運営及び効率化に関する目標」を達成するためにとるべき措置の実施状況に関する指標を追加。
  - ※ 具体的には、例えば、中期目標期間終了時まで、「卒業生の県内就職率を年平均○%以上にする」、「自治体や地元民間企業との共同研究契約数を年平均○件以上とする」等、客観的な数値、取組内容や達成水準に関する指標を定めることとされている。

## 地方公共団体からの提案

- 今般、地方分権提案において、公立大学法人における年度計画の策定及び年度評価の実施について、国立大学法人法の改正に倣い、廃止してほしい旨、地方公共団体から提案があった。
- 提案理由としては、公立大学法人及び設立団体が、毎年度の年度計画及び年度評価に関する業務により多大な事務量が生じており、リソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分に振り分けられないことが挙げられた。

⇒令和5年地方分権一括法において、地方独立行政法人法の改正を行い、公立大学法人に関しても、国立大学法人法と同様に、中期計画の記載事項として、中期目標を達成するためにとるべき措置に関する指標を追加した上で、年度計画及び年度評価を廃止する。